福祉サービス第三者評価事業部運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会(以下「本会」という。)が福祉サービスの第三者評価事業(以下「評価事業」という。)を実施するにあたって必要な事項を定める。 (目的)

第2条 本会は、社会福祉法第78条に基づき、福祉サービスを提供する事業者(以下「事業者」という。)がサービスの問題点等を把握し、福祉サービスの質の向上に結びつけることを支援するため、並びに福祉サービスの利用者による適切なサービスの選択に資するため第三者の立場で事業者の福祉サービスの評価を行うものとする。

(事業所の設置)

第3条 評価事業の事務局は、本会事務局内に置く。

(評価機関の名称)

第4条 本会が評価事業を実施するために設置する評価機関の名称は、「公益社団法人神奈川県社会福祉士会」という。

(事業事務内容)

- 第5条 評価事業を実施するため、次の事務を行う。
 - (1) 評価受審事業者の申請受付・契約に関すること
 - (2) 事業者の評価調査及び評価決定に関すること
 - (3) 評価結果の公表に関すること
 - (4) 評価基準等の策定に関すること
 - (5) 評価調査者の養成・確保に関すること
 - (6) 評価結果等に対する苦情解決に関すること
 - (7) 第三者評価機関を認証する機関等との連携に関すること
 - (8) その他目的達成に必要なこと

(事業の対象と評価基準等)

- **第6条** 本会における評価事業の対象は、第三者評価関を認証する機関が定める範囲内とし、神奈川県内全域とする。
- 2 本会は、第5条第4号の規定にかかわらず全国社会福祉協議会及び神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準(国の評価基準ガイドライン)に基づき評価事業を行う。

(運営委員会の設置)

- 第7条 評価事業の実施にあたり、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会委員は、15名以内とし、会員及び学識経験者等で構成する。
- 3 運営委員会委員は、本会会長が委嘱する。
- 4 運営委員会に、必要に応じ小委員会等を設置することができる。

(委員の任期)

- **第8条** 運営委員会委員の任期は2年、連続4期とし再任は妨げない。ただし、連続4期を越える場合は、理事会の承認を得るものとする。
- 2 補欠により選任された委員は、前任者の残任期間とし、増員により選任された委員の任期は現任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第9条 本会会長は、運営委員会委員が心身の故障等のため職務の遂行が困難と認められるとき又は、運営委員 会委員に職務上の義務違反その他運営委員たるに適しない行為があると認められるときは、これを解任することができる。

(委員長等)

- 第10条 運営委員会に委員長を1名、副委員長を1名置く。
- 2 委員長は運営委員会委員の互選によって選び、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、評価機関の事務を総理する。

- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 本会会長は、事業者の評価決定に関する事項については、委員長にその権限を委任することができる。(会議)
- 第11条 運営委員会は、委員長が召集する。
- 2 運営委員会は、過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価調査員)

- 第12条 評価調査員は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の評価に関する研修(社会的養護施設関係については全国社会福祉協議会の研修)を修了した会員とする。
- 2 評価調査員は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構及び本会に登録するものとする。
- 3 前項に登録した評価調査員が調査を担当する場合は、対象事業所との利害関係を持たない者の中から、運営 委員会の推薦により、会長が委嘱するものとする。
- 4 前項の利害関係を持たない者の判定については、評価調査員から誓約書を徴することによって行う。
- 5 その他、評価調査員に関する細目は、別に定める。

(評価の調査方法)

- 第13条 評価の調査は、前条の評価調査員により、以下に示す方法により行うものとする。
 - (1) 事前書而調査
 - (2) 訪問調査
- 2 調査の細目は、運営委員会にて、個々に決定するものとする。

(評価決定委員会)

- 第14条 会長は、評価調査員の調査報告書をもとに評価決定するための評価決定委員会を設置する。
- 2 評価決定委員会は、受審事業者に対する評価決定が適正に行われるよう必要な審議・決定を行う。
- 3 その他、評価決定委員会に関する細目は、別に定める。

(評価事業の対価)

第15条 本会が評価事業を実施した場合は、受審事業者と別に定める契約書を交わし、対価を求めかつ受領するものとする。

(評価の公表及び事業報告)

第16条 評価事業は、その運営の透明性を確保し個人のプライバシーに配慮の上、組織及び業務の状況、成果 等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(守秘義務)

第17条 運営委員会委員及びその他の委員会委員等は、その職務に関し知りえた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(委員への謝金、報酬等)

- 第18条 評価決定委員、評価調査員、運営委員、調査に関わる事務者には、報酬、謝金、日当、旅費を支払うことができる。
- 2 前項の金額は、別に定める本評価事業謝金等の基準に従い支払うものとする。
- 第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める (改廃)
- 第20条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1. この規則は、2013年4月1日から施行する。
- 2. この規則は、2016年4月1日から施行する。
- 3. この規則は、2018年9月8日から施行する。
- 4. この規則は、2020年2月19日から施行する。
- 5. この規則は、2020年4月1日から遡って施行する。

2016年12月10日改訂 2018年9月8日改訂 2020年2月19日改訂 2020年11月11日改訂